

令和5年度審査品質管理小委員会報告書

令和6年3月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

はじめに

我が国企業等の事業活動・研究活動のグローバル化に伴う諸外国での知的財産の円滑な権利化に向けて、我が国特許庁の審査結果が諸外国でも通用し、海外でも迅速に権利化が図れるよう、国際的にも信頼される質の高い審査が求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止するためにも、質の高い審査が求められている。特にコロナ禍が収束し、経済活動が再び活性化している社会情勢において、審査の質の維持・向上は欠くことができないものである。

我が国特許庁は、平成26年に、「強く・広く・役に立つ権利設定」等の特許・意匠・商標の審査に関する品質管理の基本原則を示した「特許庁の審査に関する品質ポリシー」を策定・公表した。併せて、「品質ポリシー」に基づく審査を実施していくための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築し、継続的改善を図ってきた。特に、昨今は、出願人・第三者を含む様々なユーザーとの積極的なコミュニケーションを重視し、ユーザーのニーズや課題意識を的確に把握する等して、審査の質の維持・向上に資する効果的な取組の推進に努めている。

審査品質管理小委員会は、特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての検証・評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置されたものである。審査品質管理小委員会による客観的な評価や改善提言は、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、特許庁の取組に反映されてきた。

本報告書は、令和5年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価するとともに、その改善点についての検討を行った結果を取りまとめたものである。

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
開催経緯

令和5年度第1回審査品質管理小委員会 令和6年2月19日

議事

1. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）について
2. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について

令和5年度第2回審査品質管理小委員会 令和6年3月15日～3月25日（書面審議）

議事

1. 令和5年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会 知的財産分科会 審査品質管理小委員会
委員名簿

いちかわ るみ
市川 ルミ

弁理士法人 A T E N 弁理士

いのうえ わたる
井上 渉

日刊工業新聞社 取締役編集局長

小委員長

おおすが しげる
大須賀 滋

北浜法律事務所 弁護士

きみじま ゆうこ
君嶋 祐子

慶應義塾大学法学部・大学院法学研究科 教授

さわい しゅう
澤井 周

株式会社エアロネクスト知財部部長 弁理士

すずき ひろこ
鈴木 博子

中村合同特許法律事務所 弁理士

つばき みちこ
椿 美智子

東京理科大学経営学部経営学科 教授

とがわ なみ
外川 奈美

青和特許法律事務所 弁理士

やまなか あきとし
山中 昭利

日本知的財産協会 副理事長

(敬称略, 五十音順)

目次

I. 特許庁における審査品質管理の取組の概要	1
II. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果	3
1. 特許審査の品質管理に関する評価	4
2. 意匠審査の品質管理に関する評価	13
3. 商標審査の品質管理に関する評価	21
III. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言	31
1. 特許審査の品質管理に関する改善提言	31
2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言	34
3. 商標審査の品質管理に関する改善提言	36
IV. むすび	38

1. 特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁は、品質管理システムを構築し、審査の品質管理を行っている（図1）。この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（意匠では特許技監に加え審査第一部長、商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。

また、実体審査を行う審査部門、施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで審査の品質管理を行うとともに、PDCAサイクルを回して、審査の質の継続的改善を図っている。

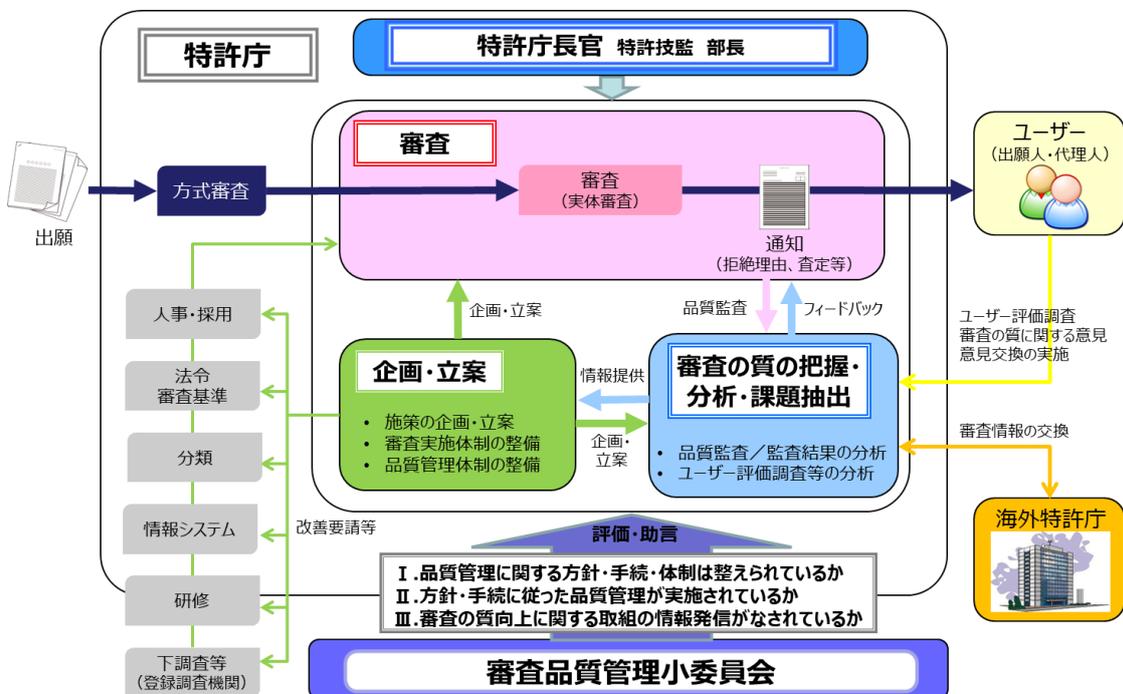
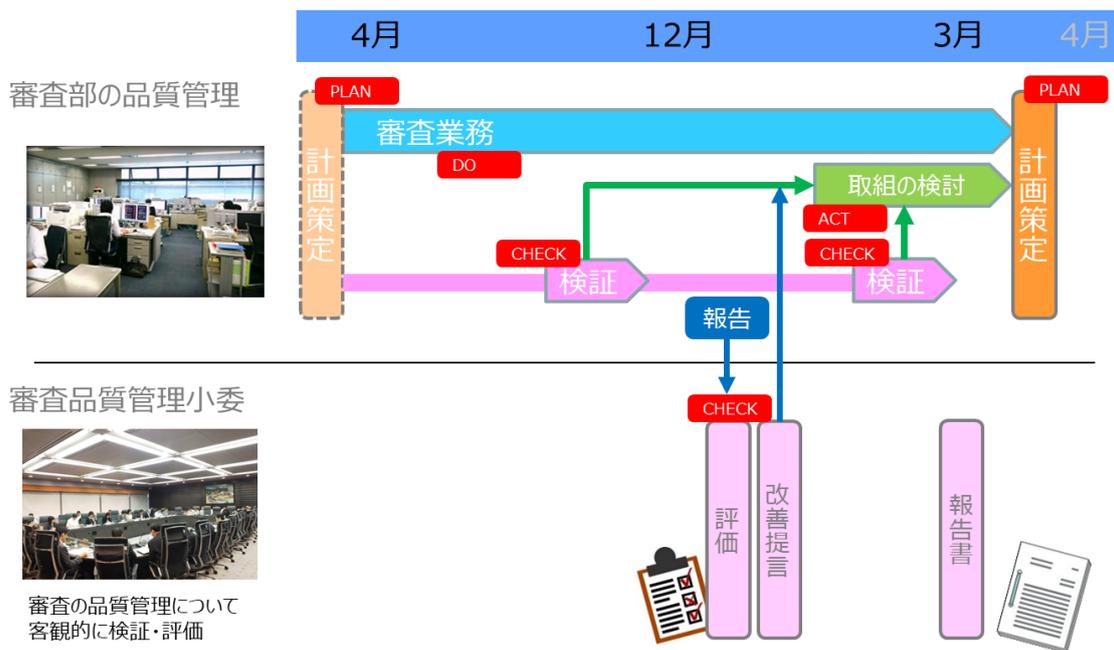


図1：特許庁の品質管理システムの全体像

本小委員会は、審査品質管理の実施体制及び実施状況の評価を通じ、その改善に向けた提言等を行うため、平成26年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。本小委員会の評価や改善提言はPDCAサイクルに反映され、審査の質の維持、向上に寄与する役割を有している（図2）。



特許庁の品質管理システムは、特許・意匠・商標審査の品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）としてそれぞれ文書化され、特許庁のホームページ¹において公表されている。

¹ 特許庁の審査品質管理の詳細及び品質マニュアルについては[特許庁の審査品質管理](#)を参照。

II. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

本小委員会は、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、平成26年度に策定された審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（巻末の[参考資料1](#)を参照）に基づいて行った。

特許・意匠・商標審査とも評価項目及び評価基準は共通としており、各評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、評価項目ごとに具体的に4段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を設定している。例えば、品質向上及び品質検証のための取組に関する評価項目⑥及び⑦では、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」場合に「良好」と評価し、加えて「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に「極めて良好」と評価するという基準としている。

本小委員会による審議を前に、令和4年度改善提言に関する取組状況、及び各評価項目についての実績・現況等をまとめた資料（資料1-1、1-2、1-3、資料2-1、2-2、2-3）が、特許庁から委員に提示された²。当該資料の提示を受けた各委員は、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準に基づき、特許庁の特許審査、意匠審査及び商標審査の品質管理の実施体制・実施状況を評価し、本小委員会としての評価を取りまとめるべく、審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値を本小委員会の評価とし、本小委員会の評価と異なる評価をした委員がいる場合には、その旨を併記することとした。

以下に、本小委員会の評価結果を示す（評価結果一覧については巻末の[参考資料2](#)を参照）。

² 各資料については[第1回審査品質管理小委員会議事次第・配布資料一覧](#)を参照。

1. 特許審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 「審査基準」、「審査ハンドブック」、「面接ガイドライン」の作成・改訂が行われ、改訂の理由についてもホームページ上で分かり易く解説されている。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「特許・実用新案審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」で十分に明確化している。
- 品質管理の手順については、PDCA サイクルの考え方に基づいて品質管理体制・管理手順が詳細に定められている。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表されており、企業コンタクト等において取組の紹介もなされている。
- 品質ポリシーや品質マニュアルの内容等について、研修内容に取り込むことによって職員への周知が図られている。
- 品質テストにより理解度の確認が適切に実施されている。特に、ユーザーとのコミュニケーションの際の心構えや留意点を意識し得るような事例検討を含む共通設問を設けた点について評価する。さらに、最新の状況に対応した知識の着実な定着を図るべく、全ての設問中に関連資料等へのリンクを設けて、資料の参照を促す構成としつつ、全問正答を修了要件としている。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。 他方、「良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 審査実施体制の強化、先行技術文献調査事業の活用、先端技術への対応により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、高品質な審査を実現できる組織体制を概ね確立している。
- 審査官の人員配置については、減少を食い止めているという意味で、必要人員の確保はできていると考える。
- 登録調査機関への対話型の先行技術調査の外注により、審査の効率化、審査の質の向上が図られている点は、限られた員数の審査官による審査実績の向上に寄与しているものと評価できる。
- 先行技術調査の外注では、外国語特許文献検索（英語、中韓、独語）の割合を増加させている。

- 「補充型」検索外注の件数規模を発注件数の20%まで拡大するとともに、包袋の全件電子送付に向けて尽力されていることが認められる。
- AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 関連発明の審査支援チームの AI 担当官を増員する等、体制強化がなされた点について評価する。
- 「AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」を立ち上げ、五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の作成をホームページに公開している。
- 権利化までの平均期間及び一次審査通知までの平均期間を短縮されたことを評価する。
- オンライン面接を活用して審査を行っており、審査官と出願人とのコミュニケーションを円滑化する取り組みをしている。

<今後期待される点>

- 総特許審査官数としては、昨年と同程度の1,663名にとどまり、未だ国際的に遜色のない水準の審査官数を確保し、同水準の人員配置を確立しているとまでは言えない。
- 先端技術への対応として、今後も引き続き学会等への参加は努めていただきたい。
- 審査官の育成や AI 関連発明の相談体制の強化等もあいまって、特許の「権利化までの期間」（標準審査期間）の政府目標が達成されることを期待する。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 品質管理体制については、審査部内の案件を横断的に監査する総括担当の品質管理官と、より専門的に監査を行う品質管理官、その品質監査の結果を踏まえて分析・評価を行う品質管理庁内委員会、さらには、品質管理に関する施策の企画・立案を行う品質管理室が、役割分担により機能する体

制とされている。このように良好な品質管理体制が築かれることによって、PDCA サイクルが実効性のあるものとされている。

- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- 毎年、ユーザーによる特許審査の品質評価調査を実施し、評価結果は総合的に分析され、公表されている。外部有識者からなる「審査品質管理小委員会」を設け、品質管理の実施体制・実施状況について評価及び改善提言を受けている。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 品質向上のための取組については、決裁前のチェック、決裁、審査官間の協議等、複層的な人的チェックによる品質向上のための取組が行われている他、サーチガイドラインや外国特許文献のサーチ関連ツールの充実化等の審査を支える客観的資料の整備による品質向上のための取組も行われている。
- 審査の質に係るコミュニケーションに関するユーザーの評価について、特許庁の実施庁目標を達成したことを評価する。
- ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るために、審査官に対して面接・電話応対における留意点を改めて周知し、コミュニケーションに関するユーザー満足度向上に向けた対応策の検討を行っている。
- 審査官間の協議について、特に新任審査官の案件について必須協議とすることで、最低限の質が担保される仕組みは良いと思う。

- PCT 等協議については、昨年度より実施された件数が増えた点を評価する。また、協議後のチェックシートにおいて、9割の案件において協議で新たな知見・助言が得られたとの回答があったことは注目に値する。
- 共創の観点から、ユーザー・審査官からの意見聴取等を行いつつ、分かり易い起案形式の検討が行われている。

<今後期待される点>

- 外国特許文献サーチ等の拡充の取組、拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組については、審査官間での均質性に差が生じやすい事項であるため、より一層強化し、審査の均質性向上を図って頂ければ幸いである。
- サーチガイドライン、サーチにおけるナレッジの共有化は非常に重要であり、今後も引き続きお願いしたい。また、拒絶理由通知書の起案形式については、より一層ユーザーが理解し易い文章となるように期待している。
- 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズにつき協議等の取組を継続するとともに、専門分野によっても判断に寛厳の差がないように、引き続き統一のとれた審査への取組が期待される。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 特許庁内部での品質監査による品質の検証と、外部でのユーザー評価調査やユーザーとの意見交換による品質の検証とが相まって品質検証が行われている。
- ユーザー評価調査の調査結果報告書は外部公表されており、ユーザー評価調査の不満回答者に対するフォローアップ調査を実施して、不満点からのニーズの把握や分析を試みた点を評価する。
- ユーザー評価調査において、国際調査等の質が高い評価を得ていることは非常に素晴らしい。
- 昨年度実施した審査官向けアンケート調査の結果を基に、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての

課題の把握、対策の検討を進めている。

- 昨年度と比較して企業コンタクトの実績数が増加し、積極的にユーザー等との意見交換を実施している点を評価する。
- 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付と担当審査官へのフィードバックを実施している。

<今後期待される点>

- 企業コンタクトや知財関連団体、代理人団体との意見交換会等、引き続きユーザーのニーズの把握への取組が期待される。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 現状の品質管理体制及び品質管理の取組の中で、審査の質の分析と課題抽出を適切に行っている。
- 特許査定、内外乖離、内々乖離のいずれの分析においても、サーチ漏れの課題が抽出されており、分析・課題抽出自体は適切に行われていると考えられる。
- 品質監査を通じた分析や審判関連データの分析により、PCT、最初の拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定において、「認定・判断の誤り」や「サーチ漏れ」が指摘されたことを明確にした上で、質の高い審査のための妥当な分析・課題抽出が行われている。
- 部分監査を通じた分析においては、起案支援ツールを活用し、形式的瑕疵の抑制の効果があった点を評価する。
- ユーザー評価調査の結果、「判断の均質性」等の課題が抽出された。

<今後期待される点>

- サーチ漏れの課題が抽出されており、今後とも審査官及び登録調査機関のサーチ能力の向上、サーチツールの開発等に努めて頂きたい。
- ユーザー評価調査の結果、優先的に取り組む項目として設定された「判断

の均質性」等については、審査官間の判断の均質性を高める施策を引き続き実施していただきたい。

- 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」について、引き続き面接ガイドラインに沿って適切な意思疎通を行っていく必要があるとの課題抽出がされた点、継続的検討が望まれる。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

< 評価された点 >

- 各項目につき対策、改善が図られている。
- 品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、随時利用可能に提供し、適切な管理を継続している。
- AI 関連発明の審査体制を強化し、さらに「AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」において五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表を作成・公開されたことを評価する。
- 先行技術調査事業の活用において、「補充型」検索外注や包袋の電子送付の拡大による業務効率化が図られたことが認められる。

< 今後期待される点 >

- 我が国の産業競争力の強化という意味では、先端技術分野における質の高い特許査定の実現が重要であると考えられるので、今後とも AI 関連発明への対応や先端技術についての出願技術動向調査の強化等により産業競争力の強化につながる審査の質の向上に努めて頂きたい。
- 審査の質の向上のため、引き続き、ユーザーとのコミュニケーションの改善を図って頂けると幸いである。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 特許審査に関するベンチャー企業支援策や事業戦略対応まとめ審査等、企業ニーズに対応した支援を品質管理の内容の一環と捉えて実施されている点は評価できる。
- 海外知財庁審査官との審査官協議は、審査の品質に関わる実務的な協議の場として貴重なものとする。
- 審査官間の協議を通じた知識共有や庁内イントラネット等を活用した知識共有を積極的に行っている。
- 拒絶理由通知書の起案に関して、共創の観点から分かり易い起案形式の検討が行われたことは評価できる。
- サーチスタイルに関するディスカッションを行い、技術分野内でサーチスタイルの知見共有を行うとともに、サーチ関連ツールの開発や充実化、審査官のツールへの習熟が図られた。
- 品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を目指し、提供データの拡充やデータの活用方法等について検討を進める等、品質管理の取組の改善を行ったことを評価する。

<今後期待される点>

- 「判断の均質性」等については、審査官全体の審査の質の向上や審査官間の判断の均質性を高めるような施策を引き続き実施するのみならず、サーチ関連ツールや起案支援ツールのようなツールを活用する等、より深い検討を実施していただきたい。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 特許庁ホームページ、意見交換会、国際会合等、国際審査協力、海外の特

許庁との協力を通じた国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係を構築している。

- 審査品質管理小委員会報告書やユーザー評価調査報告書等の公式文書、特許庁の公式ウェブサイト、経済産業省のプレスリリース、ユーザー評価調査報告書等で、審査の質向上に関する取組を情報発信している。
- ユーザーとの特許権の共創の理念に基づいて、企業コンタクトの回数を増加されている点は評価できる。
- 意見交換会や国際会合等における情報発信を実施している。特に、特許庁ホームページのトップページのバナーでそれらのニュースを見かけることが多くなったのが印象的である。
- 新興国の品質管理システム構築の支援等を積極的に実施している点を評価する。

<今後期待される点>

- 新興国の知財庁職員に対する研修や、品質管理システム構築の支援は継続していただきたい。
- PPH や日米協働調査を通じた情報発信を引き続き、実施して頂きたい。
- 業務成果に対する国民・産業界の支持がまだまだ少ない。情報発信にも注力してほしい。
- 「特許権の共創」は非常に良い取組で、審査官も国としての支援という立ち位置で権利形成に関わることで、技術だけではなく事業への理解を深めることができると思われる。一方で、過度な加担は公平性も欠くことになるため、あくまで現在の審査基準をもとに、どこまで権利を広げることができるか、という観点で支援を頂くのが良いと考える。

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質ポリシー、品管マニュアル等の品質管理のための具体的な手順を示す文書、意匠審査基準及び便覧、面接ガイドライン等を作成し、適切に管理しており、これらを国内外に示している。
- 意匠制度等についてのビジュアルや動画を活用したコンテンツをユーザー向けに作成し、公開している。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 審査の具体的な手順を意匠審査基準に定め、必要に応じて随時更新すると共に、品質管理の体制及び管理手順が品質マニュアルに詳細に定められている。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 品質ポリシー、品管マニュアル及びユーザー評価調査結果が国内外に向けて公表されていること、また企業との意見交換の場において紹介するなど、海外のユーザーも含めて容易にアクセスできる状態となっている。
- 品質ポリシーや品管マニュアルの内容等を研修に取り込み、職員への周知がなされている。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。また、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 前年度と同数の審査官数を確保するとともに、意匠法における保護対象が拡大し複雑化しているなかでも、審査システムの機械化といった審査業務の効率化を図り、2013年度と同レベルのFA期間を実現している。
- 必要な審査を行うための体制が整っている。

<今後期待される点>

- 審査官の総数は依然として昨年と同程度であり、米国特許商標庁と比較しても、約4.3倍の審査量をこなしている一方でFA期間は米国の半分以下(6.0か月)であるなど審査官一人当たりの審査処理件数は依然として非常に多い現状にあることが認められる。また、意匠法改正による保護分野の拡大等の状況変化に応じて従来審査とは異なる困難性が予想され、さらに限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、人員配置を見直し、審査実施体制の整備を図られるも、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。

- 引き続き、審査体制の強化の実施をしてほしい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 限られた組織体制の中、品質管理の取組を行っているなど、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制を整えている。
- 毎年、ユーザー評価調査を実施し、結果を総合的に分析し公表している。また、外部有識者からなる審査品質管理小委員会を設け、品質管理の実施体制・実施状況について評価及び改善提言を受けている。

<今後期待される点>

- 品質管理官（分析官）は、国内出願担当が3名、ハーグ出願担当が3名と比較的少人数であるが、その監査の結果が品質管理委員会の課題分析の基礎となり、かつ、品質管理の企画・立案を支えるものであるため、監査の手法等も含め担当者相互の意見交換等により効率的かつ質の高い監査を行えるよう工夫をしてほしい。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 国内案件については、審査官と決裁者間の案件協議を行う事案を明確にすることにより、また、ハーグ案件についてはFA全件について案件協議を行うことにより審査の品質向上に努めている。
- 品質向上のための取り組みを継続して計画し、実施している。
- 審査官間の知識共有、各種研修や海外を含む展示会参加を通じた能力向上を行うと共に、意匠法改正に対応した資料収集、海外知財庁との連携等を

通して、審査品質向上と、効率化向上のための取組が行われている。

- 未公開案件についても、Microsoft Teams を活用したオンライン面接の手段を拡充しつつ、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施するとともに、電子メールでの引き続き受付可能としている。
- 審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」及び「拒絶の通報等起案事例集」、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の改訂を実施し、意匠審査便覧の参考審判決例の追加予定であり、類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールの開発について、2021 年度から引き続きアジャイル型開発を進めているが、2023 年度は、起案文の形式的チェックを行うツールをリリース予定であること。

< 今後期待される点 >

- 対面やオンラインでの面接の活用により、協議の前提となる審査官のユーザーとのコミュニケーションの一層の強化を図ってほしい。また、令和元年改正に基づく建築物、内装及び画像意匠については、引き続き複数の審査官による協議や審査基準室との合議検討を続けてほしい。
- 類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや起案支援ツールの開発も継続して実施してほしい。特に、類似画像検索については、自然言語処理と並んで AI との親和性が高い領域と思うので、活用の可能性を議論しつつも、類否判断においては、AI がどのような特徴点を以って類似と判断するかは審査基準との乖離が必ず生じると考える。その点を含めた AI 活用の方策を探してほしい。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

< 評価された点 >

- 品質監査について、対象案件の抽出時期、分析官への監査の割当件数、監査の実施回数、監査のフィードバックの方法等について実情に則した工夫

がされ、計画通り品質監査が実施され、取り組みの目的を達成している。

- ユーザー評価調査や各企業や業界団体等のユーザーと管理職をヘッドとする意見交換等を通じて、組織的にユーザーニーズの把握に努めている。
- 「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官が担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている。

<今後期待される点>

- 「拒絶理由通知等の記載」については、補正によって拒絶理由が解消するのか代理人も判断が難しいケースがある。そのため、拒絶理由通知時における審査官との対話をより充実させることが、ユーザーの満足度を上げることになるのではと考える。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。)

<評価された点>

- 特許庁の内部と外部での評価に基づき分析がされている。内部評価としては「国内案件・ハグ出願の品質監査」「内外乖離案件の分析」に加えて、ユーザー評価調査と審査官へのアンケートの対比を通じて、その違いを埋める取り組みが着実になされている。一方、外部評価として「2023年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果」があり、これらから取組を行う必要がある課題を抽出している。
- 計画的に審査品質のために必要とされる取組が行われ、審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。特に、ユーザー評価調査の結果、取り組みを行う必要がある課題として抽出された『判断の均質性』、『拒絶査定の記載』については、判断理由を分かりやすく記載するなど、さらなる向上を目指して様々な取組が行われている。
- 『専門知識レベル』の更なる向上を目指して引き続き企業との意見交換や

展示会等の機会を活用している。

(a)

<今後期待される点>

- 国内品質監査の結果からは過不足のないサーチ範囲の設定、ユーザー評価調査からは、判断の均質性や拒絶査定の記事内容という課題が抽出されている。これらの課題への取組として、審査官と決裁官の間の個別の案件協議は有効な取組と考えられるが、そこから更に品質管理委員会による具体的な対応策の検討とそれに基づく具体的な施策へとつなげてほしい。
- 審査官にアンケートを行い、ユーザー評価調査のデータとの対比を通じて、審査官の自己評価とユーザーからの評価の乖離を把握したとのことだが、この乖離の原因分析と課題抽出及び検討をしてほしい。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 改正法や審査基準の改訂など変化に伴う対応が十分なされ、案件協議も積極的に行われている。また、審査官向けの研修にも力を入れ、品質管理の基本に関する周知を徹底している。
- 令和5年6月14日公布の改正意匠法、意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続について周知のための解説動画を特許庁ホームページなどで公開するとともに、「令和元年意匠法改正特設サイト」を更新している。意匠審査基準改訂に関して、庁内研修、団体・企業向け個別説明の他、新興国審査官向け研修や実務者向け説明会が開催予定であり、意匠法改正に則した意匠審査基準の改訂や画像意匠の保護に関するガイドブックの公表が予定されている。
- 案件協議が積極的に行われている。

<今後期待される点>

- 現状ではハーグ出願の監査に半数の品質管理官を充てることとされているが、ハーグ出願については手続問題も多いとされており(項目⑥の説明)、これらについてある程度整理が付き、審査の指針となる充実したマニュアルが作成できるようになった段階では、決裁者との案件協議の実効性の評価も含めて、品質管理体制全体についての見直しを検討してもよいのではないか。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 昨年度に抽出された諸課題に対する取り組み改善が十分になされている。コロナ禍を経て恒常的なテレワークへの対応を含め、業務環境の変化にも対応できている。
- 審査官の能力向上のため、技術研修や国内外の海外展示会への参加等の研修を実施している。
- 内外乖離に関しては意匠五庁間で情報交換を実施している。
- ユーザー評価を実施し、分析の結果、「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定に記載」、「判断の均質性」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。また、内部監査からは、特に「判断の均一性」「拒絶査定に記載」「専門知識レベル」について課題が抽出された。
- 2023年度ユーザー評価調査結果が目標を達成した。
- 審査関連文書の整備・改訂、意匠法改正に対応した資料施策、品質監査についても適切になされている。
- 審査官と決裁者間の協議の数が減っていることは、それまでの協議の知見が蓄積された効果を示すものとして評価できる。

<今後期待される点>

- 新たな意匠（画像、建築物、内装）については、判断の前提として審査資料の充実が重要であり、また、類似性、創作非容易性の判断基準の確立のためにも複数審査官による案件協議の実施が重要であると考えられるので、引き続きこれらの取組を強化してほしい。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 審査品質管理小委員会報告書やユーザー評価調査報告書などの公式文書、特許庁の公式ウェブサイト、経済産業省のプレスリリース、ユーザー評価調査報告書等で、審査の質向上に関する取組を情報発信している。また、定期的に企業との意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係の構築に尽力されていることが認められる。
- 日中韓デザインフォーラム、日中意匠制度シンポジウム、海外ユーザーとの情報収集及び情報発信を継続的に行い、海外知財庁との協力体制の構築などが継続して行われている。

<今後期待される点>

- 企業との意見交換会については、新しい意匠（画像、建築、内装）分野の企業に特化した意見交換会を設けることも考えてよいように思われる。また、外国特許庁との意見交換や情報収集は引き続き積極的に進めてほしい。

3. 商標審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書「商標審査基準」、「商標審査便覧」(2023年4月改訂)、「商標審査の進め方」、「面接ガイドライン」(2023年8月改訂)を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 国際分類第12-2023版に対応した「商品及び役務の区分解説」を作成、公表したことでユーザーの適切な指定商品・役務の記載の適切な支援が実施された。
- 特許法等の一部改正法の施行(平成5年4月1日)に伴い、「商標審査便覧」の改訂が行われ、文書が適切に管理されている。
- 「面接ガイドライン」において、「面接の依頼を一回受諾したら、その後の面接依頼を受諾しなくても良い」という意味合いではない旨が脚注に追記されたことは、ユーザーにとって好ましい。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。)

<評価された点>

- 商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順について「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している。
- 品質管理については、品質管理マニュアルにおいて、PDCAサイクルの考

え方に基づいて、品質管理手順、担当の詳細が定められている。

- 「品質テスト」をeラーニング形式で実施することで審査官の対応の向上が図られた。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的を実施している。
- ユーザー評価調査の結果を踏まえ、特にユーザーとのコミュニケーションに関する面接ガイドライン等の再確認を目的とし、全審査官を対象とする「品質テスト」を実施し、全問正解を修了要件とすること、正答率が低い問題については更なる注意を促すことで審査官の対応における基本姿勢の向上を図られており、大いに評価できる。
- 職員向けの研修や説明会においても、「品質ポリシー」「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。講義内容を理解したかを確認し、研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施し、講義内容改善に生かしている。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。また、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。また、「極めて良好」との評価もあった。)

<評価された点>

- 新しいタイプの商標についてのノウハウ蓄積や人材育成を通して、審査体制の維持強化を図っている。
- 出願件数の増加、未処理件数の増加に対応するために審査官補の増強が行われ、審査業務の効率化のために、先行図形商標調査さらには先行文字商標調査へのAIの活用が実践的レベルに達しつつある。また、商標の拒絶理由横断調査事業として民間調査者の活用が行われている。これらの施策により、権利化までの期間が短縮されつつあることは評価できる。さらに、出願支援ガイドについての内容の更新を行い公表することにより、審査業務の効率化を図っている。
- 審査官補数に合わせた指導體制の見直し及び効果的な人員配置とともに新規入庁者11名含め審査官育成研修の充実化や民間調査者の活用を図っていることは評価できる。
- 各審査室内に主任指導審査官を新たに設置し、自室の指導審査官や他審査室からの相談及び各種調整対応を行わせることで審査実施体制の強化を図り、全審査室のフリーアドレス化、テレワーク支援ツールの研修内容の拡充といった斬新的な取り組みがなされている。

<今後期待される点>

- 執務環境整備の一環として、全審査室のフリーアドレス化を実施するなど、審査実施体制の強化に向けた取り組みが着実になされているものの、諸外国と比べ、審査官数等の人員配置の面で不足感がある。
- 審査官の確保が難しい現状については、より一層の効率化を図ることが求められる。
- 次年度以降は、「主任指導審査官」の活動成果（相談件数や改善結果の纏め等）を公表されると良い。
- 審査システムにAIを活用することを検討するとともに、AIを含む画像生成・処理技術により、類似商標調査や判断に影響があるか等の検討を進めてほしい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 毎年、ユーザーによる商標審査の品質評価調査を実施し、評価結果は総合的に分析され、公表されている。また、外部有識者からなる「審査品質管理小委員会」を設け、品質管理の実施体制・実施状況について評価及び改善提言を受けている。
- 品質管理体制については、経験豊富な品質管理官による品質監査、品質管理の結果を踏まえた分析・評価を行う品質管理庁内委員会、さらには品質管理に関する施策の企画・立案をする品質管理班が役割分担により機能しており、良好な品質管理体制が築かれ、PDCA サイクルが実践されている。
- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立していることが認められる。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

<評価された点>

- 決裁、決裁前チェック、審査官間の知識共有、面接審査の拡充、商標審査に関する起案手引書の作成、全審査官を対象とした品質テスト等を通して、審査品質向上のための取組が行われている。

- 電子メールでの補正案等の送付及びオンライン面接を可能にする取組も適切になされたことが認められる。
- 出願の求めに応じた面談の実施実績が100%であることは評価できる。
- 2023年に発生した個別案件については、適時に注意喚起を行うべく、月一度情報を取りまとめ審査官に周知していることは審査の均質化にとって有用である。
- 商標出願人・商標権者に対するコミュニケーション（面接、電話対応等）、ユーザーとの意見交換及び均質性の向上に関する取組を重点事項（共通取組事項）として取り上げ、商標審査の質の維持・向上のための取組を継続して行っている。
- コミュニケーションに関するユーザーの評価について目標を達成し、昨年度と比較して電子メールを活用したコミュニケーションが大幅に増加したことに対して評価する。
- 品質向上のために必要な取り組み（決裁、審査官用チェックシートの活用、審査官・管理職間の協議を通じた知識共有、審査の質の向上のためのシステム整備、AI技術を用いた審査業務効率化、審査運用の標準化、業務目標と審査官の評価、面接・電話対応の充実、特定分野担当チームによる審査支援、品質関連情報の収集・審査官への提供、事例の共有及び個別案件の要因分析、審査関連文書の整備・改訂、商標審査に関する起案手引き書の作成・整備、能力向上のための研修の実施、商標審査実務に関連する最近の動向の情報提供）を継続して計画・実施し、その目標を達成している。
- ユーザーとのコミュニケーションに関して、審査官側の視点からの課題抽出を目的とする審査官へのアンケート調査を実施している。

<今後期待される点>

- 出願件数の増減にかかわらず、協議について一層の活性化が望まれる。カウント方法の相違があるとはいえ、公表されている協議件数が特許や意匠と商標とで大きく異なることはユーザーに疑問を与えかねないので、必須協議案件に限定することなく、実際に実施されている協議件数も公表されるとなお良い。
- 新たに先行文字商標調査業務へのAI技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業を実施した点について、審査業務の効率化が図れること

を期待する。

- ユーザーとのコミュニケーションに関して、審査官側の視点からの課題抽出を目的とする審査官へのアンケート調査を実施とのことで、ユーザー側のみならず、審査官側の視点からの調査を行うことで、よりの確な課題抽出が実施されることに期待する。
- 今後は電話のみならず、オンライン面接や電子メールなど、より視覚的な情報を交えたコミュニケーションを充実させることが重要である。
- 商標審査においては、特に識別性においては時代とともに取引の実情が変わるため、識別性の判断において、ユーザーとの意見交換やアンケート、最新情報のキャッチアップ等を行い、審査官間の中でギャップが生まれないように工夫を図るべきである。
- 個別案件を通じた全審査官へのフィードバックも、心理的安全性を確保しながら積極的に誤りを正していくべきである。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 品質検証のために必要とされる、品質監査による職権調査の妥当性や認定・判断の妥当性の検証を計画件数どおりに実施するとともに、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換を通じた審査の質の把握等の取組をそれぞれ計画どおりに実施し、その目的を達成している。
- ユーザー評価調査に基づく課題抽出が適切に行われており、「識別性の判断」、「審査官の判断の均質性」等を重点的に取り組むべき項目と設定し、審査部門内で情報共有することで、審査の質の維持・向上に資する効果も得られたことは大いに評価できる。
- ユーザー評価調査の結果に応じた品質向上のための取組の検討を行うために、特に、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満回答者に対するフォローアップ調査を実施したことを評価する。
- 審判決との判断相違の要因分析や昨年度に異議申立てによって取消決定

がなされた案件の分析を実施している。

- 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査し、課題を分析・抽出することを目的として、2023年度も審査官向けアンケート調査を実施し、ユーザー評価調査の評価を踏まえ、審査官側の認識(自己評価)との乖離等の分析から得られる審査の質に関する課題を抽出し、対策の検討を行っている。

<今後期待される点>

- 品質向上のための取組については、品質監査による特許庁内部での品質検証のための取組のほか、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換による外部からの意見による品質検証の取組の双方が行われており、今後ともこの両面からの検討を続けてほしい。
- 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満解答者へのヒアリング形式でのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる個別事例や課題等を聴取したことが認められるが、聴取した結果をどのように活かしていくのか明確にされるとなお良い。
- 審査官側の認識のアンケート調査を行い、審査官側とユーザー側との乖離を可視化することは重要な取り組みであるため、引き続き実施してほしい。特に、ユーザー側と審査官側が考える識別性の有無の違いが先進的な分野で判断が難しく、その業界で既に一般的に知られている語が識別性ありと判断され、特定のユーザーに独占的に使用させてしまうこともあり、その認識相違を埋めていく仕組みが重要である。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が適切に行われている。
- 審査の質に関して、特許庁の内部レビュー、決裁、品質監査を通じた分析、審判決との判断相違の要因分析、事例の共有・個別案件の要因分析、ユー

ザー評価調査を通じた分析、ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析が行われ、それぞれ課題抽出が行えている。

- ユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果から、重点的に取り組むべき項目は「識別性の判断」「審査官間の判断の均質性」であり、商標審査基準等の審査の基本方針に従って適切な審査を行うと共に、業界団体や企業との意見交換、審査官間の協議等の取組を充実させることで、判断の均質性を向上させる必要があるとの課題が抽出されている。

<今後期待される点>

- 識別性の判断及び使用の意思の有無の判断については、事実認定に関わる部分が多いので、限られた時間でどのような資料を収集するのが適切か、判断する場合のポイントをまとめた文書等の更なる整備を進めてほしい。
- ユーザー評価調査の結果から重点的に取り組むべき項目を設定され、商標審査基準等の審査の基本方針に従って適切な審査を行うとともに、業界団体や企業との意見交換、審査官間の協議等の取組を充実させることで、判断の均質性を向上させる必要があるとの課題抽出がされているが、当該課題を解決するための更なる検討を期待する。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 審査実施体制は未だ十分とは言えないものの、新規入庁者の採用、民間調査者の活用、審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び効果的な人員配置、審査官育成研修の充実化・主任指導審査官の設置、全審査室のフリーアドレス化の実施、効率的な審査実施体制及び品質管理体制の検討がされ、2023年度は新たに先行文字商標調査業務へのAI技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業が実施された。
- 「商標の拒絶理由横断調査」報告書の活用、商標出願に不慣れな出願人の

ための出願支援ガイド、商品・役務のサポートツールの提供等により、拒絶理由のかからない出願を促進することによって、その結果としての審査業務効率化が図られている。

- 品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、必要な更新を行い、品質ポリシー、品質マニュアル共に、適切な管理を継続している。

<今後期待される点>

- 新たに先行文字商標調査業務への AI 技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業に関し、審査業務の効率化が図れることを期待する。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- メールでの問い合わせに関して、原則即日対応するなどユーザーの信頼を得る取り組みがなされている。
- AI によるサーチツールの開発を行うとともに、ユーザーとの面接や電話対応から生じる問題点について品質テストや審査官のアンケート調査により問題点の確認・是正を行うなど、品質管理の取組についての改善が着実に進められている。
- 審査官用チェックシートや商標審査便覧の改訂が適切になされ、審査官がユーザーに電話連絡できる手段の整備、オンライン面接に利用可能な Web 会議サービスの拡充等、品質管理の取組の改善が行われており、ユーザーからの面接依頼が増加していることが認められる。
- ユーザーからの面接の依頼が昨年度より増加している。
- テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について、より円滑なコミュニケーションを図るため、原則、即日の折り返し連絡の義務化の運用を再周知し、運用の徹底を図っている。
- ユーザー評価調査の結果に応じた品質向上のための取組の検討を行うため、特に「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対す

る不満層を中心とした電子メールでのアンケート又は電話でのヒアリング形式でのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取している。

<今後期待される点>

- (該当なし)

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

(昨年度:「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。)

<評価された点>

- 特許庁ホームページ、ユーザーとの意見交換、国際会合等、国際審査協力、海外の知財庁との協力や海外の知的財産庁職員を対象とした受入研修の実施等を通じて、国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が積極的に構築されていることが認められる。
- 韓国、台湾、中国、欧州の特許庁との国際会合、海外のセミナー、シンポジウムや意見交換会へ参加し、積極的に品質管理の取り組みを含めた意見交換や情報発信などが行われている。

<今後期待される点>

- 国際会議等の場を通じて、我が国の先進的な品質管理施策についてアピールするとともに、他国の優れた施策については我が国の実情に応じて積極的に取り入れる工夫をしてほしい。

Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議した。

以下に、本小委員会の改善提言としてまとめる（改善提言一覧については巻末の[参考資料3](#)を参照）。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1>（評価項目①、④に関して）

国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、先端技術等にも適切に対応し得る審査実施体制の充実や業務計画の策定を図るとともに、審査業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 国際的に遜色のない水準の審査官数を確保しつつ、現状の審査業務の質を維持し得るよう、検索外注や各種ツールの活用による効率化を図るべきである。
- (b) 今後も見込まれる AI 技術の高度化に対応すべく、AI 技術の「専門官」を配置する等、審査実施体制の充実に努めて欲しい。
- (c) 現行の政策課題の実現に資する新たな技術が、今後新たに特許等として出願されてくることも十分予想されることを意識して、例えば、特許出願技術動向調査のテーマの選択や国際会議における議題の選定のような場面で、品質管理の PDCA サイクルの PLAN の策定をお願いしたい。
- (d) 品質ポリシー自体は普遍的なものであるものの、策定から間もなく 10 年を迎えることから、DX、AI の活用等、現在の日本の状況に鑑みたより効率的な審査および品質の確保という観点で、品質ポリシーの見直しについての検討を期待する。

<改善提言 2>（評価項目④、⑥に関して）

AI技術の特性に留意しつつ、先行技術調査を含む審査業務での利用を促進するとともに、新たなAI技術の利用可能性について追求することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) セキュリティ面の確保を前提にしながら、人手不足や均質性確保を狙い、特

許庁の業務として生成 AI 導入の可能性について本格研究してほしい。

- (b) 先行技術調査に AI を導入する場合は、従来の特許分類やキーワードなどを組み合わせた論理式に基づく検索母集団の精度と比較し、適切な精度を得るための再現性を確保する必要がある。
- (c) 先行技術調査等において AI の活用を積極的に行い、審査業務の効率化に繋げていただくとともに、今後の審査基準への影響の有無について、各国の動向も含め注視してほしい。

<改善提言 3> (評価項目⑤、⑥、⑦、⑪に関して)

判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 判断の均質性の問題については、均質性を欠くとされた対象事例を具体的に把握、原因追究して欲しい。そのうえで、AIを含めたツールの活用や、審査官への品質関連情報の提供データの拡充等、より深い検討を実施していただきたい。
- (b) 外国文献調査を強化し、国内外での審査の均質性向上を期待する。また、審査段階・審判段階の判断の均質性向上を期待する。
- (c) 新しい技術分野等、特定の技術分野についての品質管理、分析、検証等を行うことを期待する。
- (d) 品質管理評価項目について、各国特許庁との調和・標準化を検討いただきたい。
- (e) 業務成果に対する国民・産業界の支持がまだまだ少ない。情報発信にも注力して欲しい。

<改善提言 4> (評価項目⑥、⑪に関して)

面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 今後もオンライン面接を活用しつつも、特定技術分野やまとめ審査等においては、面接とは別に、技術の理解を深めるための見学会等を開催する等、より一歩踏み込んだ面接活用もできるのではないかと考える。

- (b) 面接、電話等における審査官とユーザーとのコミュニケーションについて、ユーザーからの意見をフィードバックしながら改善を進めることを期待する。また、ロールプレイ等による実践的な研修を行うことも考えてよいのではないかと思われる。
- (c) 中小企業やスタートアップの更なる支援をお願いしたい。特にスタートアップについては、スタートアップへの投資者や支援者など、エコシステムに参与する者との意見交換も実施し、支援の充実に繋げて欲しい。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言 1> (評価項目④、⑤、⑥に関して)

国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組み、審査実施体制の充実を図るとともに、審査業務や品質管理業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査の質をより向上させるために、国際的に遜色のない水準の審査官数の確保やその育成の充実が望まれる。
- (b) 新しい保護対象についても出願状況が定常状態になってきていると考えられる。定常的な審査実施体制への移行がなされていないのであればその必要があるか検討を期待する。
- (c) 今後の意匠制度改正に対応した、審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、及び公表と周知についての取り組みを実施する。
- (d) 類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや起案支援ツールの開発を継続して実施して欲しい。
- (e) 意匠部門については、人員面からの制約もあると思われるので、他部門との横並びの方式だけではなく、独自の効率的な品質管理体制・品質管理手順の構築について検討を進めていただきたい。

<改善提言 2> (評価項目④、⑤に関して)

AI技術の特性に留意しつつ、先行意匠調査を含む審査業務での利用を促進するとともに、新たなAI技術の利用可能性について追求することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 限られた人員の中、審査の品質向上の取組により注力できるよう、審査における AI 活用の可能性を追求し、審査の効率を図るべきではないか。
- (b) 審査システムに AI を活用することを検討するとともに、AI を含む画像生成・処理技術により、創作者の認定、先行意匠調査や創作非容易性の判断に影響があるかを検討すべきである。

<改善提言 3>（評価項目⑥、⑦、⑧、⑪に関して）

判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 「判断の均質性」「拒絶査定の記事」について、更なる向上を目指して、様々な対策が取られているが、それぞれの対策によって、それぞれ、どの位の改善があったのかがわかるような提示をして欲しい。
- (b) 上位評価となっていない案件についての分析結果から抽出されている原因の提示や対策にさらに力を注いで欲しい。
- (c) 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を期待する。
- (d) 2023年度のユーザー評価調査によって抽出された課題について、定性的・定量的な目標値を定めて対応策を実施する。
- (e) 案件協議を積極的に行なったことによる効果の分析（審査官からの評価とその分析）を期待する。
- (f) 特許庁の品質管理の取組の国内外に向けた情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集を期待する。

<改善提言 4>（評価項目⑥、⑦、⑪に関して）

面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 対面及びオンライン両面において、出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論が得られるようより充実させて欲しい。
- (b) 審査官がテレワークの際も、スムーズにコミュニケーションが取れる手立てを期待する。
- (c) 企業との意見交換を行うことにより、出願内容についての理解を図り、出願品質の向上を図るようにはどうか。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1> (評価項目④、⑤、⑦、⑪に関して)

引き続き審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官の数を十分に確保し、その育成を充実化させることが望まれる。
- (b) ユーザー評価調査及び審査官向けアンケートによるこれまでの取組を継続するとともに、ユーザー評価調査による評価と審査官向けアンケートによる審査官側の認識との乖離分析や、ユーザーとの意見交換における不満点の把握を通じて、具体的な対応策を講じることを期待する。
- (c) 品質管理・審査の質及び情報発信の質的向上を期待する。

<改善提言2> (評価項目④、⑥に関して)

AI技術の特性に留意しつつ、先行商標調査を含む審査業務での利用を促進し、業務の効率化を図るとともに、新たなAI技術の利用可能性について追求することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) AI技術を用いた先行図形商標の調査ツールや開発着手中の先行文字商標の調査ツールを積極的に活用していくことで、審査業務の効率化を図って欲しい。
- (b) AIを含む画像生成・処理技術により、類似商標調査に影響があるか等のAI技術の適用の可能性の検討や、審査業務における生成AI導入の可能性等、引き続き審査の効率化のための対策を講じることを期待する。
- (c) AI技術の活用が従来からの課題である審査官間の判断の均質性の確保にどの程度寄与し得るのかについて検討して欲しい。

<改善提言3> (評価項目⑥、⑦に関して)

審査官間の判断の均質性や識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、ユーザーにとって納得感のある審査を進めることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 類否判断を含む審査官間の均質性や識別性の判断に関するユーザーの問題

意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。

- (b) 審査の均質性担保に必須不可欠と目される協議件数について、必須協議案件の協議件数に加えて、実際に実施されている協議件数も公表されると良い。
- (c) 幅広いユーザーとの積極的な意見交換を行うことで、審査官間の識別性の判断の均質化を図るとともに、その判断基準の精度をより高めることを期待する。

<改善提言 4> (評価項目⑪に関して)

ユーザーとのコミュニケーションについて、引き続き、より一層の円滑化に係る取組の継続を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) オンライン上のコミュニケーションやリモートワーク中の電話連絡を含む、ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続を期待する。
- (b) 近年の審査の中では、拒絶理由通知等への対応について審査官とのコミュニケーションを取ることで、その審査判断の理由を正確に把握できるため、引き続き、その取組を継続して欲しい。

IV. むすび

本年度の審査品質管理の実施体制及び実施状況についての評価を通じて、本小委員会による昨年度の改善提言が、特許庁の取組に反映されていることが確認された。

本小委員会は、本報告書でまとめた審査品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁の取組に反映されることを通じて、特許庁における審査品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、ユーザーである出願人や代理人である弁理士との協調も進み、審査の質の向上が継続されることを期待する。

さらに、本年度は、審査の質についてのユーザー評価の推移（巻末の[参考資料4](#)を参照）も示された。審査の質に関する現状を分析・評価し、対策を講じることは品質管理の根幹である。引き続き、分析を進め、審査の質や均質性の維持・向上に向けた今後の審査関連施策に生かしていくことを期待する。

参考資料

(参考資料1) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。

③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・ また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。 	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。
---	-------------------------------	---	-----------------------------	---	--	---	--------------------------------

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
1. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。
⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(1) 品質管理が適切に実施されているか							
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおり実施されている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。

⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査（サンプルチェック）、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が概ね行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。

(参考資料2) 令和5年度の評価結果一覧

※評価基準は「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4段階

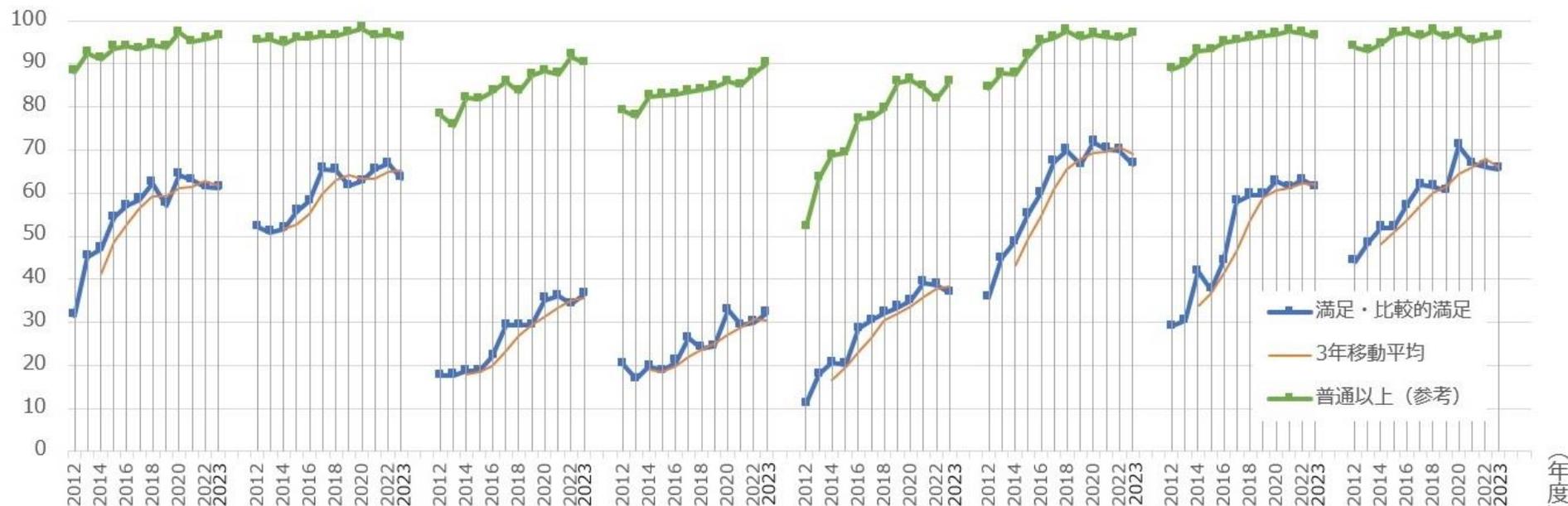
評価項目	特許審査	意匠審査	商標審査
① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	極めて良好	極めて良好	極めて良好
② 審査及び品質管理のための手続の明確性	極めて良好	極めて良好	極めて良好
③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	極めて良好	極めて良好	極めて良好
④ 審査実施体制	概ね達成	概ね達成	概ね達成
⑤ 品質管理体制	良好	良好	良好
⑥ 品質向上のための取組	良好	良好	良好
⑦ 品質検証のための取組	良好	良好	良好
⑧ 審査の質の分析・課題抽出	良好	良好	良好
⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	良好	良好	良好
⑩ 品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	良好	良好	良好
⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信	良好	良好	良好

(参考資料3) 令和5年度の改善提言一覧

	特許審査	意匠審査	商標審査
改善提言 1	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、先端技術等にも適切に対応し得る審査実施体制の充実や業務計画の策定を図るとともに、審査業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。	国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組み、審査実施体制の充実を図るとともに、審査業務や品質管理業務をさらに効率化することで、審査の質を維持・向上することを期待する。	引き続き審査官の数の確保とその育成に取り組みとともに、審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。
改善提言 2	AI 技術の特性に留意しつつ、先行技術調査を含む審査業務での利用を促進するとともに、新たな AI 技術の利用可能性について追求することを期待する。	AI 技術の特性に留意しつつ、先行意匠調査を含む審査業務での利用を促進するとともに、新たな AI 技術の利用可能性について追求することを期待する。	AI 技術の特性に留意しつつ、先行商標調査を含む審査業務での利用を促進し、業務の効率化を図るとともに、新たな AI 技術の利用可能性について追求することを期待する。
改善提言 3	判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。	判断の均質性等の審査の質についての課題への効果的な施策を講じることと、これらの取組の成果を外部に効果的に情報発信することを期待する。	審査官間の判断の均質性や識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、ユーザーにとって納得感のある審査を進めることを期待する。
改善提言 4	面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。	面接審査や様々なユーザーとの意見交換を積極的に実施し、ユーザーと審査官間のコミュニケーションのさらなる充実と相互理解の深化を期待する。	ユーザーとのコミュニケーションについて、引き続き、より一層の円滑化に係る取組の継続を期待する。

(参考資料4) 審査の質についてのユーザー評価の推移

1. 特許審査の質



プロセス	全体	サーチ			判断	起案		面接等
評価項目	特許審査全般の質	国内特許文献の調査	外国特許文献の調査	非特許文献等の調査	判断の均質性	拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	拒絶査定に記載のわかりやすさ	面接、電話等における審査官とのコミュニケーション
評価の割合	◎	◎	△	△	△	◎	◎	◎
推移	△	○	△	○	△	△	△	△

満足・比較的満足の評価の割合

- ◎ : 60%以上
- : 50%以上60%未満
- △ : 50%未満

3年移動平均の推移

- ◎ : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を上回っている
- : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023のいずれかで全期間平均を上回っている
- △ : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を下回っている

2. PCT国際調査の質



プロセス	全体		サーチ		判断	起案	
評価項目	国際調査等全般の質		国内特許文献の調査	外国特許文献の調査	非特許文献等の調査	国際調査等における判断の均質性	新規性・進歩性に関する見解の記載のわかりやすさ
評価の割合	◎		◎	△	△	△	◎
推移	△		△	◎	○	△	△

満足・比較的満足の評価の割合

- ◎ : 60%以上
- : 50%以上60%未満
- △ : 50%未満

3年移動平均の推移

- ◎ : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を上回っている
- : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023のいずれかで全期間平均を上回っている
- △ : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を下回っている

3. 意匠審査の質



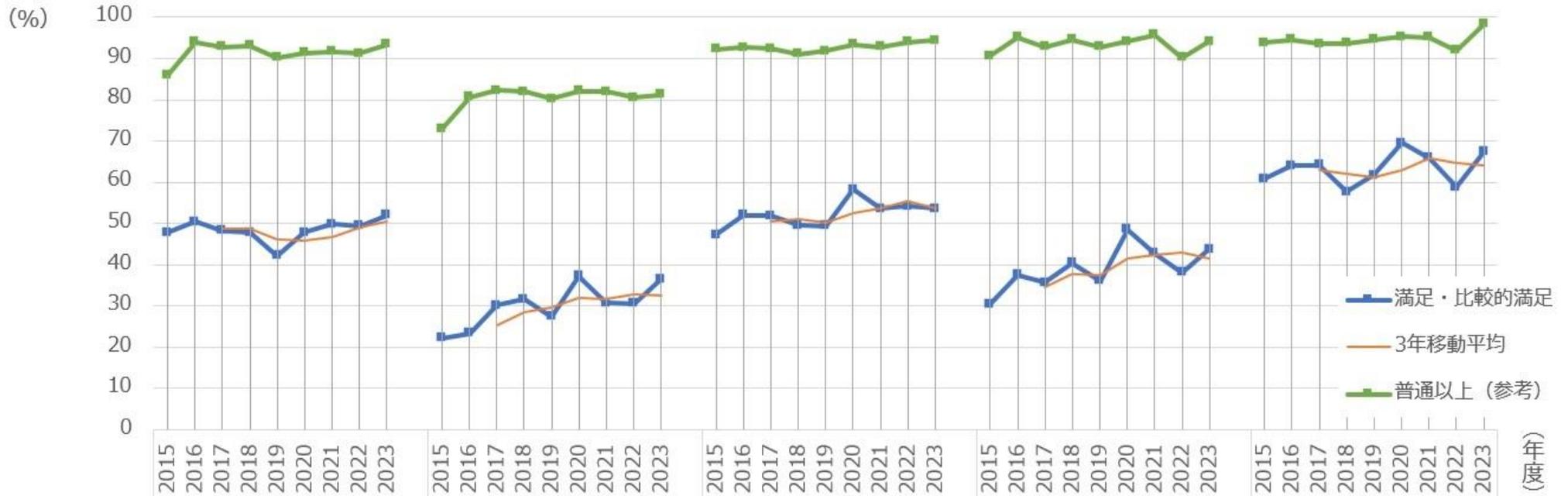
満足・比較的満足の評価の割合

- ◎ : 60%以上
- : 50%以上60%未満
- △ : 50%未満

3年移動平均の推移

- ◎ : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を上回っている
- : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023のいずれかで全期間平均を上回っている
- △ : 3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を下回っている

4. 商標審査全般の質



プロセス	1 全体	2 判断	3 起案		5 面接等
評価項目	商標審査全般の質	審査官間の判断の均質性	拒絶理由通知書の記載内容：必要な説明がされているか	拒絶査定に記載内容：必要な説明がされているか	電話、面接等における審査官とのコミュニケーション
評価の割合	○	△	○	△	◎
推移	◎	△	○	△	△

満足・比較的満足の評価の割合

- ◎：60%以上
- ：50%以上60%未満
- △：50%未満

3年移動平均の推移

- ◎：3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を上回っている
- ：3年移動平均の各年変化量が、2022・2023のいずれかで全期間平均を上回っている
- △：3年移動平均の各年変化量が、2022・2023の2期連続で全期間平均を下回っている